

年金給付に付加される加給・加算一覧

恩給の種類	加給・加算	加給・加算の対象者	金額	根拠条文	
本人給付	普通恩給	引き続き長期間勤務した教育職員又は警察監獄職員			
		①義務教育程度以下の学校の教育職員	最短恩給年限を超える年数（昭和29年3月31日までの在職年数）の1年につき、仮定俸給年額の1/150に相当する額	昭和28年法律第155号附則第7条及び第39条、昭和26年法律第87号による改正前の恩給法第62条第3項等	
		②高等学校（旧制の中学校）程度の学校の教育職員	最短恩給年限を超える年数（昭和29年3月31日までの在職年数）の1年につき、仮定俸給年額の1/300に相当する額	昭和28年法律第155号附則第7条及び第39条、昭和26年法律第87号による改正前の恩給法第62条第4項等	
		③警察監獄職員	最短恩給年限を超える年数（昭和29年3月31日までの在職年数）の1年につき、仮定俸給年額の1/300に相当する額	昭和28年法律第155号附則第7条及び第39条、昭和26年法律第87号による改正前の第63条第3項等	
	老齢者加給	80歳以上の者	最短恩給年限を超える実在職年の1年につき、仮定俸給年額の2/300に相当する額	昭和49年法律第93号附則第13条	
		70歳以上80歳未満の者	最短恩給年限を超える実在職年の1年につき、そのを超える年数が13年までは仮定俸給年額の2/300、14年以上は仮定俸給年額の1/300に相当する額		
		70歳未満の増加恩給、傷病年金又は特例傷病恩給を受けている者			
	増加恩給	特別加給	特別項症、第1項症及び第2項症の受給者	特別項症：277,300円 第1項症及び第2項症：215,700円	恩給法第65条第6項
		扶養加給	妻 扶養家族（受給者と同一生計にある祖父母、父母、未成年の子及び重度障害で生活資料を得る途のない成年の子）	妻 2人目まで：73,900円 （ただし妻がいない場合は1人だけ135,600円） 3人目以降：37,000円	恩給法第65条第2項、昭和28年法律第155号附則第22条第3項
	傷病年金	妻加給	妻	198,400円	昭和28年法律第155号附則第22条の3
特例傷病恩給	特別加給	特別項症、第1項症及び第2項症の受給者	特別項症：277,300円 第1項症及び第2項症：215,700円	昭和46年法律第81号附則第13条第4項	
	扶養加給	妻 扶養家族（受給者と同一生計にある祖父母、父母、未成年の子及び重度障害で生活資料を得る途のない成年の子）	妻 2人目まで：73,900円 （ただし妻がいない場合は1人だけ135,600円） 3人目以降：37,000円	昭和46年法律第81号附則第13条第3項	
遺族給付	普通扶助料	寡婦加算	扶養遺族である子を有する妻又は60歳以上の妻 子が2人以上の場合：273,900円 子が1人の場合：156,400円 子はいないが60歳以上の場合：156,000円	昭和51年法律第51号附則第14条第1項	
		老齢者加給 （扶助料の算定の基礎となる普通恩給に係るもの）	80歳以上の者 70歳以上80歳未満の者 70歳未満の妻又は子	最短恩給年限を超える実在職年の1年につき、仮定俸給年額の2/300に相当する額に、5/10を乗じた額 最短恩給年限を超える実在職年の1年につき、そのを超える年数が13年までは仮定俸給年額の2/300、14年以上は仮定俸給年額の1/300に相当する額に、5/10を乗じた額	昭和49年法律第93号附則第13条（恩給法第75条第1項第1号）
	公務扶助料、増加非公死扶助料、特例扶助料	扶養遺族加給	扶養遺族（受給者と同一生計にある公務員の祖父母、父母、未成年の子及び重度障害で生活資料を得る途のない成年の子）	2人目まで：73,900円 3人目以降：37,000円	恩給法第75条第2項
		遺族加算	受給者に一律支給	156,000円	昭和51年法律第51号附則第14条第2項
		老齢者加給 （扶助料の算定の基礎となる普通恩給に係るもの）	80歳以上の者 70歳以上80歳未満の者 70歳未満の妻又は子	最短恩給年限を超える実在職年の1年につき、仮定俸給年額の2/300に相当する額に、5/10及び倍率を乗じた額 最短恩給年限を超える実在職年の1年につき、そのを超える年数が13年までは仮定俸給年額の2/300、14年以上は仮定俸給年額の1/300に相当する額に、5/10及び倍率を乗じた額	昭和49年法律第93号附則第13条（恩給法第75条第1項第2号及び第3号、昭和28年法律第155号附則第27条、昭和31年法律第177号第3条第2項） ※倍率とは、退職当時の俸給年額（旧軍人の場合は階級）に応じて定められた一定の率です。
	傷病者遺族特別年金	遺族加算	受給者に一律支給	156,000円	昭和51年法律第51号附則第15条第4項